

とちぎ材の家づくり支援事業 FAQ

R7.4

No.	分類	Q	A
1	申請	申請書の提出先は。	栃木県木材業協同組合連合会です。上棟報告書も同様です（郵送可）。 ○宛先：〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1 提出部数は1部ですが、記載内容について確認する場合がありますので、控えを保管いただけますと確認がスムーズです。 なお、実績報告書は<u>県林業木材産業課が提出先</u>となります。
2	申請	募集期間は。	四期に分け、募集を予定しております。 具体的な期間については、県HPを御確認ください。
3	申請	補助額はいくらか。	【新築】 県産木材の使用量に応じ、以下のとおりです。 ・40㎡以上：60万円 ・30㎡以上40㎡未満：52.5万円 ・20㎡以上30㎡未満：37.5万円 ・10㎡以上20㎡未満：22.5万円 ・6㎡以上10㎡未満：15万円 なお、伝統工芸品等を一定量以上使用する場合、10万円の加算があります。 【増改築】 ・15㎡以上：22.5万円 ・10㎡以上15㎡未満：15万円 ・5㎡以上10㎡未満：7.5万円
4	申請	申請書の記載方法が知りたい。	「申請の手引き」及び記載例をHPに掲載しております。 詳細については栃木県木材業協同組合連合会（028-652-3687）にお問い合わせください。

とちぎ材の家づくり支援事業 FAQ

R7.4

No.	分類	Q	A
5	申請	納税証明書の税目は。	全税目 です。不明な場合は、県・市町の担当者に補助金の申請に利用する旨お伝えください。 なお、「 市（町）県民税 」の徴収がなく、証明書に記載がされない場合（軽自動車税のみ徴収されている場合等）は、徴収されていない旨、ふせん等でお知らせください。
6	申請	今年に入って引越をした場合、どこで納税証明書を取得すれば良いか。	【県内市町間の転居の場合】 1月1日時点で住民票が所在していた市町で取得してください。 【県外から県内へ転居の場合】 1月1日時点で県外にお住まいの場合、市町発行の納税証明書は 添付不要 です。 住民票の写しを添付してください。
7	申請	納税証明書の取得年度は。	原則、取得できる最新年度のものとしてください。（令和7年度事業においては令和6年度又は令和7年度のを添付してください。） なお、「未納額」に記載があっても、納期が到来していなければ差し支えありません。 （納期が到来していても、給与からの特別徴収等で遅れが生じている場合は差し支えありません。）
8	申請	現在県外に住んでいるが、納税証明はどうすれば良いか。	栃木県の県税事務所 で発行される納税証明のみ必要となります。最寄りの県税事務所で証明書を取得してください。 市町が発行する個人住民税納税証明書は添付不要です。

とちぎ材の家づくり支援事業 FAQ

R7.4

No.	分類	Q	A
9	申請	優先採択とは何か。 優先採択に該当しないと補助金をもらえないのか。	以下に該当する場合、優先して交付決定を行うものです。 ①災害等による罹災 ②県内に主たる営業所（本店）を有する建築業者による施工 ③梁桁へ県産出材を50%以上使用 ④構造材に県産 J A S 材を 4 m³以上使用、又は県産森林認証材を 4 m³以上使用 ⑤三世代（世帯主の親・世帯主・世帯主の子等）同居又は近居 枠（予算）に余裕がある場合は、上記に該当しなくても採択となります。申請状況によりしますので、詳しくは栃木県木材業協同組合連合会（028-652-3687）にお問い合わせください。
10	要件	いつまでに申請すれば良いのか。	木工事着手（土台工事着手）日より前に提出してください。 基礎工事等は着手していても差し支えありません。
11	要件	他補助金（国や市町等）と併用可能か。	国の補助金の場合、原則併用可能です。市町が実施する、耐震建替支援事業については<u>上乗せの有無に関わらず併用できません</u>。詳細については栃木県木材業協同組合連合会（028-652-3687）にお問い合わせください。
12	要件	店舗兼住宅でも申請可能か。	面積や木材使用量等の要件を満たせば可能です。 なお、木材使用量については<u>店舗部分と住宅部分を按分し、住宅部分のみ記載</u>してください。
13	要件	リフォームは対象となるか。	建築確認申請（工事届）により、増築又は改築となっていれば対象となり得ます。 なお、10m²以下の増築で建築確認申請等不要の場合は、図面上、増築面積が明らかにされていれば対象となり得ます。

とちぎ材の家づくり支援事業 FAQ

R7.4

No.	分類	Q	A
14	要件	実績報告書の締切りまでに造作材工事が終わらないが、申請可能か。	構造材のみで申請も可能です。実績報告では、構造材工事が完了した時点での写真を添付してください。
15	上棟	交付決定までに上棟してしまうが、上棟報告書はどうすれば良いか。	交付決定前であっても提出することが可能です。 栃木県木材業協同組合連合会（028-652-3687）に御相談ください。
16	上棟	上棟の現地確認が来るまで工事を中断しなくては行けないのか。	現地確認は抽出で実施しております。 栃木県木材業協同組合連合会（028-652-3687）に御相談ください。
17	上乘せ	伝統工芸品等上乘せ補助のみ申請可能か。	できません。
18	実績報告	申請時より使用する材の量が増えたが、交付決定後に補助金の増額は可能か。	交付決定後は、 使用量の増加による増額は行いません 。使用量が確定しない場合は、多めの計画で申請することをおすすめします。 なお、実績において補助金額の区分を下回った場合は、減額となります。
19	実績報告	補助額加算事項実績書の「施工の証明」は誰がすれば良いのか。	実際に施工した方（左官屋等）、又は工務店が証明してください。
20	実績報告	添付する写真はどのようなものが必要なのか。	県産出材使用箇所（構造材、壁、屋根、床、天井、内装材など）に加え、木工事（造作材等含む）完了後の住宅の全体（外観）の写真をA4用紙に3～4枚程度配置し、添付してください。
21	支払い	補助金がいつ振り込まれたか知りたい。	申請時に提出した口座情報をお手元にご用意の上、県林業木材産業課（028-623-3277）にお問い合わせください。

とちぎ材の家づくり支援事業 FAQ

R7.4

No.	分類	Q	A
22	支払い	既に新居への引っ越しが完了しているが、補助金が振り込みとなるには今後どうすれば良いか。	「実績報告書」を県林業木材産業課宛て提出してください。当課で検査後、申請者宛て「請求書」の様式を送付いたしますので、必要事項を記入の上、ご返送をお願いいたします。 (「実績報告書」の記載については、工務店に御相談ください。) なお、補助金は県が請求書を受理してから、30日以内にお振り込みの予定です。
23	支払い	請求書の様式が届いたが、転送処理の関係で、到着時点で検査日から10日以上経過してしまった。補助金はもらえないのか。	返送は「 <u>お手元に届いてから10日以内</u> 」としておりますので、差し支えありません。 まれに「通知が届かない」とのお問い合わせをいただきます。重要なお知らせをお送りしておりますので、転居の際は転送手続きをお願いいたします。